

事 務 連 絡

平成 22 年 11 月 12 日

各市町村（学校組合）立小中学校

高知市立養護学校

給与事務担当 様

高知市立高知商業（定時制）高等学校

高知県教育委員会事務局

教育政策課 給与担当

部分休業及び介護休暇にかかる月例報告について

平素より、所属職員の給与事務の適正処理に努めていただき、お礼申し上げます。
最近、部分休業にかかる問い合わせが多く、また、介護休暇にかかる給与システムへの月例報告入力漏れによる戻入事例が増加し、高額の戻入金が発生しております。
改めて留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、適正に事務処理を行うようお願いいたします。

記

1 部分休業

(ア) 給与システムで月例報告登録が必要

月例報告した後に、教育政策課へ報告を要する項目は次のとおり。

(様式は特に定めません。)

- ① 部分休業者の名前、職員番号
- ② ○月 1 日から○月末日の承認された部分休業時間数
- ③ ○月 1 日から○月末日の取り消された部分休業時間数
- ④ ○月 1 日から○月末日の実際取得した部分休業時間数

※ 記載例

氏名	職員番号	承認された 部分休業時間数 (5 月 1 日～5 月 31 日)	取り消された 部分休業時間数 (5 月 1 日～5 月 31 日)	実際取得した 部分休業時間数 (5 月 1 日～5 月 31 日)

(イ) 教育政策課への報告期限

給与システム登録後、速やかに FAX にて報告 (FAX 番号 088-821-4558)

(ウ) 給与システムの登録について

① 登録コード → 04 (欠勤)

学校が登録後、教育政策課でコードを07または08 (部分休業) に変更

2 介護休暇

(ア) 給与システムで月例報告登録が必要

(イ) 教育政策課への報告期限

給与システム登録後、速やかに介護休暇用添付書類の写しを FAX にて報告
(FAX 番号 088-821-4558)

3 その他

介護休暇等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、通勤手当は不支給となります。(諸手当認定事務の手引き【通勤手当】7ページ参照)

月例報告にて通勤手当の当月除外登録漏れがないよう注意してください。

【 担当 】 高知県教育委員会事務局
教育政策課 給与担当
TEL : 088-821-4906
FAX : 088-821-4558